

屋外広告物特別規制地域の区域について  
(平成 25 年 12 月 4 日指定 平成 28 年 9 月 27 日変更)

## I. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域（変更後）

「都市計画道路 羽場大瀬木線」の用地若しくは建設予定地又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町 4 丁目 2182 番地 5 及び 2230 番地 43 から飯田市育良町 1 丁目及び同所 2 丁目の区域に接するまでの区間の両側 30 メートル以内の地域

※屋外広告物特別規制地域に指定された地域において、広告物等を表示、設置又は改造（以下「表示等」という。）をしようとするときは、市長の許可が必要です。なお、許可については 3 年毎の更新が必要となります。

### 【許可が必要となるもの】

○自己用の広告物等で、表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が 15 平方メートルを超えるもの（中央自動車道の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては 10 平方メートルを超えるもの）。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、高さ 4 メートルを超えるもの、又は道路境界線から 5 メートル以内において 1 面の表示面積が 3 平方メートル以上のもの

○自己用の広告物等以外のもの

※自己用の広告物等とは、「自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示等をする広告物等」をいいます。

## II. 許可の基準 ※ゴシック太字は I の区域において強化する基準

1. 次に掲げる広告物等でなければ、表示等をすることができません。

- (1) **自己用の広告物等で、2 に掲げる基準に適合するもの**
- (2) **自己用の広告物等以外のもので、3 に掲げる基準に適合するもの**

2. 自己用の広告物等の基準

(1) 広告物等の形態意匠

### ア 配 置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

### イ 意匠等

- ・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。

### ウ 材 料

- ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとすること。
- ・ 反射光のある素材を使用する場合は小規模のものとすること。

## エ 色 彩

### 【色 調】

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。

### 【色相・色数】

- ・ 使用する色数を少なくすること。
- ・ 地色の色数を4以下とすること（全体の面積の10分の1以下の1の色（合計面積）を含まない）。

### 【彩 度】（マンセル表色系による彩度）

- ・ 地色の彩度8以下

### 【動光等】

- ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること
- ・ 光源を用いた動画の面積の合計は、3m<sup>2</sup>以下とすること

## (2) 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等

### ア 屋上広告物

#### 【本体の高さ】

- ・ 建築物又は工作物からの高さ10メートル以下

#### 【建築物又は工作物の高さに対する割合】

- ・ 建築物又は工作物の高さの10分の6以下

#### 【その他】

- ・ 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。

### イ 壁面広告物

#### 【表示面積】

- ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の3以下

### ウ 袖看板

#### 【下端の高さ】

- ・ 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上

#### 【壁面からの出幅】

- ・ 壁面から1.5メートル以下

#### 【道路上の出幅】

- ・ 道路上の出幅1.0メートル以下

#### 【その他】

- ・ 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。

(3) 地上に設置する広告物等

【高さ】

- 地上からの高さ 5 メートル以下。ただし、道路境界線から 5 メートル以上後退したものは 13 メートル以下

【表示面積】

- 1 面の面積は 3 平方メートル以下。ただし、道路境界線から 5 メートル以上後退したものは 1 面 25 平方メートル以下

(4) 広告物等の面積

- 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計、又は自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50 メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）は、100 平方メートル以下

(5) 広告物等の照明等

ア 周辺との調和

- 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。

イ 動光等と照明時間

- 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。
- 営業時間外は照明しないこと。

3. 自己用の広告物等以外のものの基準

○ 1 面の表示面積 1 平方メートル以下

○ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50 メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。） 2 平方メートル以下

○ 地上に設置する広告物等で、地上からの高さ 2 メートル以下

○ 電柱又は街路灯柱に表示等をするもので、飯田市屋外広告物条例施行規則第 3 条第 1 項に掲げるものの以外のもの

○ 中央自動車道の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域以外に表示等を行うもの

○ その他上記 2 に掲げる基準に適合するもの

### III. 許可の有効期間

3 年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては 6 月）

※ 許可又は更新の際には、所定の手数料が必要となります。

#### **IV. 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定のあった地域に表示等をされている広告物等を、引き続いて表示等をしておくことができる期間**

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

#### **V. 適用除外となる広告物等（市長の許可を受けないで、表示等をすることができる広告物等）**

1. 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示等をするもの
2. 法令の規定により表示等を義務付けられたもの
3. 国又は地方公共団体が表示等をするもので、公益上必要と認められるもの
4. 自己用の広告物等で、次の(1)及び(2)に該当するもの
  - (1) 表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が15平方メートル以下（中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては10平方メートル以下）のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、地上からの高さ4メートル以下、又は道路境界線から5メートル以内のもので、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
  - (2) 当該表示する地域について適用される景観育成基準に適合するもの
5. 祭典その他年中行事等のためにするもの
6. 一時的又は仮設的なもので、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
7. 1から6までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
  - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
  - (2) 会合その他催物に関するもの
  - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
  - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

#### **VI. その他**

1. 除却命令について  
市長は、屋外広告物特別規制地域において、許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対し、飯田市屋外広告物条例に基づき、広告物等の除却等を命ずることができます。
2. 罰則について  
除却命令に違反した者や、市長の許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対しては、飯田市屋外広告物条例により罰則が課せられます。